

# 資源管理法制から見る知識の重層性

## Layers of Knowledge from Resources Management Law

高橋満彦<sup>1)</sup>

TAKAHASHI Mitsuhiro A.<sup>1)</sup>

mitsu@edu.u-toyama.ac.jp

1) 富山大学人間発達科学部  
1) University of Toyama

【キーワード】法文化, 資源管理法, 慣習法, 法社会学

### 1. 背景・目的

#### (1) 法と知識

法は社会を円滑に運用するための社会規範であり, そのために蓄積してきた知識を集積したシステムといえる. この法システムは, 法以外の社会的, 経済的, 政治的諸条件に依存しており, 法システムと社会システムの関係は相互依存的と理解されているが(村山 2009), 当然, 法学にとどまらない社会, 経済, 政治等の諸領域の知識の集積に依拠している. さらに, 本稿で取り上げる資源管理に関する法は, 資源の保全・管理や資源を巡る紛争の解決に関して社会が蓄積してきた知識を集成したシステムであり, 当該資源の保全管理にかかわる知識が活用される点で特色がある.

法が知識(そして経験)の集積したシステムであるということは, 法的確信(*opinio juris sive necessitatis*)をもって長期間継続反復して行われる行為が慣習法として法源となる点からも明らかであり, 国際慣習法や英米コモンローにその典型を見ることができよう. いずれにおいても, 過去の先例(判例)をどれだけ知っているかが良い法律家の条件である. そして, 法人類学(千葉 1969 など)や法社会学的研究からも, 法が長年にわたって培われた知識の集積であることが示唆される(これらの研究には, 村落社会における自然資源の利用を題材としたものが多いことにも注目したい. ).

一方で, 法には基本的人権の尊重, 民主主義, 平和など, 一民族や一社会の経験知を越えた普遍的正義や理念の具現化という側面を有している点は看過できない. 法哲学では, キリスト教神学の影響を受けて, 不変・普遍な「自然法」の存在を説く伝統的自然法思想と, 人々や民族が法と考えているものほかに法はないという法実証主義は二大潮流といえる(ヨンパルト 1986). 自然法の実在を巡っては種々議論があるものの, 正義や平和といった普遍的価値や理念を重視する考えは無視できない. 例えば, 過去には法的確信をもって実行され, 現在でも実行されているとしても, 現行民法で女子の相続分を男子よりも少なく定めるのは, 憲法違反を持ち出すまでもなく, 不正義として受け入れられないだろう. そして現代の欧州大陸や日本では, 普遍的原理に基づく成文法が地域特殊の慣習法を凌駕して一次的法源としての地位を占めるに至っている<sup>(1)</sup>.

無論, 近代成文法も慣習法を整序したもので, 根源的に異なるものではないという反論もあり得るだろう. しかし, 近代日本法はヨーロッパ大陸法を継承したものであり, 日本民族の経験知ではない. このことは法(ここでは国家法のこと)とは異なる慣習的・社会規範を発達させることにつながると思われ, 裁判嫌いと言われる日本人の法文化(川島 1978, 六本 2004)も<sup>(2)</sup>, 継承された法と在来の法意識の重層性に由来するのかもしれない. 西欧法の移植が行われた旧植民地を典型とする非ヨーロッパ諸国においても同様の状況は認められる. 日本を含めて西欧法を継承・移植した国では, 法は外来の知識であるという要素が強いものである. かつての前近代的な慣習には法的価値がないという見解も強く, 独立した新興国はむしろ慣習法を捨てて, 統一的な成文法を目指す傾向にあったが(Klaus-Fredrich 1975), 先進国ですら慣習が根強く残り実務を支配していることは周知のこととなっている(Ellickson 1991).

#### (2) 天然資源管理と知識

発表者が調査を進めている天然資源管理法制の中では, 猥期, 猥具, 猥法などの規制手段を用いるが(高橋 2015), そのためには対象資源の生態, 資源管理, 資源を利用する社会関係など多様な分野に関する知識が応用されている. そして国家法レベルで示したような地域特殊のものから普遍的なものへの

知識遷移は、それらの資源管理法に関わる知識についても該当する。近代以前にも禁猟・禁漁（口止め、口明け）など地域的経験知に基づく民俗的資源管理や規制がなされてきたが（秋道 1999），近代以降は普遍的な自然科学に基づいた管理が主流化しているのだ。したがって、天然資源の保全管理に資する知識については、現代教育に即すれば自然科学的な知識の活用や、専門家による指導が想起される。しかし、自然科学だけでは「正しい」環境保全政策が達成されず、市民の支持も得られないことも現場から報告されている（宮内 2013）。資源管理においても、自然科学理論は、地域ごとの生態系や利害関係者の経験に即しているとはいはず、現場の資源管理では時として専門家の科学的助言よりも地域で培った土着の知恵や暗黙知のほうが「使える」ことがあるのだ。自然科学も経験科学だといいながらも、現場では外来の知恵であり、自分たちの知識体系とは容易にはすり合わないと考えているのだろう。

高橋（2018）では鳥獣管理の主体として、普遍的な自然科学知識に立脚する専門家と、在地的な民俗知に依拠する地元狩猟者との相克に脚光をあてた。末永（2006）は、現場の土着的知識と行政の科学的知識が知識通訳者の働きにより架橋され、漁業資源管理の成功した例を紹介しているが、鳥獣資源管理をはじめ、多くの天然資源管理の中では、土着的知識の制度的利用は保証されているとは言えない。

### （3）本稿の目的

本稿では天然資源管理法制において、自然科学的専門知識と土着的知識に着目し、どのような類型の知識を当事者らが駆使しているのか、その知識は単独なのか、重層的併存的なのか、それを可能にする制度的保障は何かを分析する。なお、在来の土着的知識に関しては、traditional knowledge (TK), indigenous knowledge (IK)、民俗知、在来知、土着知など様々な用語が使われており、微妙な差異があるのだろうが、本稿では差別化せず使用する。また法という場合にも、伝統的な実定法学では対象とされない地域集団内の内輪の掟や決め事（内法）といったものも含んで考える。

## 2. 分析

日本及び欧米の狩猟と漁業の規制（例えば、猟期・漁期）に関する法令や行政実務を題材に、知識の重層性を検討するが、下記のような研究の流れが考えられる。

- ① 規制の決定を左右する知識の類型的分類
- ② 上記の国際的比較と背景要因の分析（資源へのアクセス権等）
- ③ 日本に最適な天然資源管理モデルの検討

本稿では、日本の鳥獣管理、日本の沿岸漁業、米国の fish & game（狩猟、遊漁を主目的とした野生動物管理）、ドイツの狩猟獣管理の4例について、自然科学的専門知識か土着的知識（民俗知・暗黙知）のどちらを重視した管理になっているかを○△×で評価し、次にそのような管理が採用される背景要因として、資源へのアクセスがオープンかクローズかを○△×で分類した。オープンかクローズかの分析を行ったのは、コモンズの悲劇に代表されるように、資源へのアクセス権のありかたによって資源保全にかかるストレスが異なり、対応も異なると予測したからである。末永（2006）が既に利害関係者と行政の意見集約、合意形成機関の組織面に注目した研究を行っているが、行政が合意形成機関設定のお膳立てをしたのは、利害関係者が資源アクセス権（漁業権）を有していたからという理由も考えられる。

表1：天然資源管理における知識の類型と資源へのアクセスの状況

		自然科学的専門知識	土着的知識	クローズ	オープン
a1	日本 鳥獣管理（従来）	△	○	○	△
a2	日本 鳥獣管理（今後）	○	×	△	○
b	日本 沿岸漁業	△	△	○（漁業権）	×
c	米国 fish & game	○	×	△	○
d	ドイツ 狩猟	△	○	○（狩猟権）	×

分析結果を簡単に示すと表1のとおりだが、個別の解説を付す。

（a）日本の鳥獣管理は、法制度上は土地所有権と野生動物へのアクセス権を接続しない狩猟自由主義であるが、（a1）従来は地元狩猟者・獵友会が事実上の縛張りを有し、現在でも有害駆除は地元狩猟者が

ほぼ独占している（高橋 2018）。また、猪垣のように鳥獣の防除については狩猟の心得のない一般住民も様々な民俗知を動員し、地域単位で活動してきた（宮城 2010）。しかし、（a2）狩猟者の減少で地元猟友会の縄張りは衰退し、かつ、近年の鳥獣法制度改正で有害駆除も外部の鳥獣捕獲等事業者などへの委託に変化している（高橋 2018）。管理のための知識も、従来は自然科学的インプットが少なく、花井ら（2004）が示す小国マタギの例にあるように、地元の民俗知が活用される場面も多かったが、専門家が有する生態学・動物学的知識にシフトしようとしている。実際の管理計画の立案などについて、自然学者を中心とする科学委員会（実際の名称は「検討会」、「専門部会」などだが）を立ち上げて立案されることが増え、潮流となっている。科学委員会の決定を承認する上部機関たる都道府県の環境審議会は、従来から存在するもので、農林団体や狩猟団体から委員は選ばれているものの、ここでも学識経験者の役割は大きい。

（b）日本の沿岸漁業は、漁業法により漁業協同組合が排他的な漁業権を有し、水産試験場などの科学的専門家を擁する行政の監督の下で、漁協自らが漁業権行使規則を制定し、行政と協働して漁民による自主管理をしており（牧野 2013），土着的知識が活用される場面は比較的多いと考えられる（末永 2006）。漁業規制を指示する漁業調整委員会は、漁民による選挙で過半数の委員が選任されるため、鳥獣行政にかかわる科学委員会や環境審議会に比較して、資源利用当事者の声が反映されやすい構造である。

（c）米国では土地所有権が強く、私有地へのアクセス（立入り）には強い制限がかかるものの、制度上は狩猟自由主義であり、鳥獣と魚介類を中心とした野生動物は、州が「所有」（州民の信託財産）し管理するとされ、ライセンスを買った（納税した）州民は平等に資源にアクセスできる。その管理や規制は州の野生動物管理当局が雇用する専門家の自然科学的知見による部分が大きく、猟期や捕獲上限などの規制は毎期頻繁に改正される。州の野生動物管理当局の意思決定は、独立委員会（Fish and Game Commission, Wildlife Commission など）の権限とされ、資源利用者の声を反映するように、資源利用者側の委員の任命や、公聴会も頻繁に開かれているため、自然学者の意見だけで決まるのではなく、市民や資源利用者の意見が絶えずくみ取られてはいるが、トップダウン型の管理構造の中で、専門技術的、自然科学的知識が優勢であることに変わりはない（Lute & Gore 2014）。従って現場との距離がある連邦レベルにおいては、地域の声の反映には困難が付きまとう。

（d）ドイツの狩猟は、民法及び狩猟法が規定する狩猟権により規定されている。狩猟権の行使単位は一定の面積のある猟区であり、各猟区に一人の狩猟権行使者が排他的に狩猟を実施する。狩猟権の実施は狩猟権行使者たる狩猟者が、毎年地元行政に届け出た狩猟計画に従って行われる。特に代表的な野生鳥獣であるシカ類については捕獲目標数が定められる。シカ類の移動性を考慮して、個別猟区よりも広い区域（Hegegemeinshaft）での狩猟計画の基本指針の策定が実施されるなどの工夫がされているが、計画値は被害状況と毎年の経験の積み重ねで策定されており、専門家や科学者の参与は限定的であり、さらにその実効性の担保は必ずしも確実とは言えない（高橋 2012, Wotschikowsky 2010）。このため、狩猟利益に偏らず、専門家主導のより科学的（動物生態学だけでなく林学も含めて）な野生鳥獣管理を求める批判も目立ってきたが、従来の制度を変えるほどの力は得ていない（野島 2010:346-347, Wotschikowsky 2010）。

### 3. 考察

上記の分析を比較研究すると、対象資源へのアクセスが地域住民に限定（クローズ）されているほうが民俗知や暗黙知への依存度が高く、アクセスが開放（オープン）なほうで自然科学知識や専門知・普遍知への依存が高い傾向が読めた。これはオープンアクセスで不特定多数が資源を利用する場合には、地域土着の知識体系を理解し納得させるよりも、普遍的な科学知識と規制権限に裏打ちされた行政の専門家が策定した規制のほうが適用しやすいということで、アメリカの公有地における狩猟や、航行可能水面（navigable waters）<sup>(2)</sup>における遊漁の状況が好例だろう。魚資源に対して、インディアン政府と州政府の管轄権が重複するコロンビア渓谷や五大湖北部において、インディアン部族の伝統的知識を基礎とする管理に対して、白人遊漁者の不信感は根強く<sup>(3)</sup>、インディアン側では規制当局に自然学者を雇用し、伝統的知識を自然科学で裏打ちして説得力を獲得している。

このように、米国の天然資源管理では、自然学者を中心とした専門家による意思決定が行われている。現時点では仮説段階だが、日本の天然資源管理では、海外から移入された普遍的科学知識と、地域の資源利用者によって長年にわたり培われた土着的知識が重層的に存在し、漁業における自主的管理に代表されるように、アクセスが限定されているタイトなコモンズで在来知・民俗知に依拠する規制が比

較的重要視される傾向が認められる。

しかし、生態学等の自然科学の発展とコモンズ的な資源管理組織の衰退に伴い、科学的管理の志向は強まっている。今後の科学知識と在来知識の相互関係は、法分野における西洋法と入会権に代表される日本慣習法のように、前者の圧倒的な制度的優位性保証のもとに後者を日陰者の存在に追い込むのだろうか。しかし、その一方で欧米社会では、科学的管理を補充ないし代替するものとして伝統的知識（traditional knowledge）の再評価がなされている。我が国における実務に即して考えても、自然科学的知識だけで資源管理政策を決定するだけの人的及び予算的リソースは用意できていない。

したがって、漁業における自主的管理の地位を見てもわかるように、科学的知識に裏打ちされた現場の土着的知識による管理は日本における重要なモデルとすべきだろう。Karsten (2002)による英國植民地（北米・オセアニア）への英國法の継承に関する研究では、法文化にも high と low のものがあり、high な法文化が移入されても、現地では high な法文化を凌駕するほどの慣習が現地で形成され、重層的に存在していると分析しているが、日々自然の中で動物と向き合う生業が続く限り、いくら「高級な」科学的知識のもとに法規制が導入されても、生業や生活の中からの地を這う「生ける法」が生まれてくるのではないだろうか。

一方で、漁業における自主的管理は漁業法や水産資源保護法といった制定法による裏付けがあるから可能なのではないかという疑問は拭い去れない。制定法の裏付けのない分野、例えば野生鳥獣の管理においてそれは可能だろうか。制定法主義をとる我が国ならではの問題にも留意しなければならない。また、狩猟者・漁師の減少高齢化や中山間村落の過疎化による担い手の減少により、伝統的知識の消滅は予想以上の速さで進むだろう。インディアン部族のように、創造的に伝統的知識の「継承」を行う必要がある(Berkes 2012)。その他、対象資源への関心はあるがインターネットから得た程度の皮相な知識しかない多数派一般市民に対して、土着的知識は豊富だが少数派たる伝統的資源利用者の意思を優先させるレジティマシーなどについても検討しなければならないだろう(高橋 2018)。アメリカ合衆国のインディアンやニュージーランドのマオリなど、先住民族の TK を優先的に取り入れることは、少数民族保護政策または先住民族との条約上の義務などの法的な関係から正当化され保障されるが、我が国では沿岸漁業権の企業への開放や、農業委員会の公選廃止など、地域のステイクホルダーは逆風下にあるのが実情であり、伝統的知識の将来も明るいとは言えない。とは言え、先住民族の資源へのアクセス権も、権利闘争の末に回復されたものであることを鑑みると、我が国における地域自然資源のステイクホルダー達も、自らの知恵と権利を明らかにする声を上げ続けていくことは必要なのである。

## 注

(1) 基本的には法典編纂は自然法的な考え方を広げる傾向があるが、実証主義の立場からの法典編纂もあるとともに、自然法思想は慣習法の中にも自然法を見出す点に注意。

(2) ただし、Haley (1978)など、訴訟率の低さは司法アクセスの不便さなど、制度的要因を重視する研究も多い。筆者は法文化と制度の両方の原因が併存し、法文化が制度の決定要因であると考える。

(3) 米国の遊漁者やスポーツハンターは、彼らが支払うライセンス代が州の野生動物魚類管理局を運営する独立会計の主要な収入源ということもあり、日本とは比較できない発言力を有している。

## 謝辞

本研究は、科研費 JP15K03092 「獵漁五部作」 代表者高橋満彦、科研費 JP17K03503 「開かれたコモンズとしての共同店」 代表者上地一郎、北陸地区国立大学学術研究連携支援事業による成果の一部である。

## 参考文献

- 秋道智彌 (1999) 『なわばりの文化史—海・山・川の資源と民俗社会』 小学館.  
Barkes, F. (2012) *Sacred Ecology* 3rd ed., Routledge.  
千葉正士 (1969) 『現代法人類学』 北望社.  
Ellickson, R. C. (1991) *Order without Law: How Neighbors Settle Disputes*, Harvard University Press.  
Haley, J. (1978) The Myth of the Reluctant Litigant, *Journal of Japanese Studies* 4 (2), 359-90.  
花井正光・田口洋美・栗城幸介(2004) 「伝統的クマ猟は持続的に継続することが可能か——山形県小国町の春季マタギ猟の場合」, 佐藤宏之 (編) 『小国マタギ 共生の民俗知』 農山漁村文化協会.  
ヨンパルト ホセ (1986) 『一般法哲学——法的学問題の歴史的・体系的考察』 成文堂.  
Karsten, P. (2002) *Between Law and Custom: "High" and "Low" Legal Cultures in the Lands of the British Diaspora – The United States, Canada, Australia, and New Zealand, 1600-1900*. Cambridge University Press.  
川島武宜 (1978) 『日本人の法意識』 岩波書店.

- Klaus-Fredrich, K. (1975) Law and Anthropology, in Hammond, P. B., ed, *Cultural Social Anthropology—Introductory reading in ethnology 2<sup>nd</sup> ed*, 240-259, Macmillan.
- Lute, M. L., and Gore, M. L. (2014) Knowledge and Power in Wildlife Management, *Journal of Wildlife Management* 78(6), 1060-1068.
- 牧野光琢 (2013) 「日本漁業の制度分析—漁業管理と生態系保全」恒星社厚生閣.
- 宮城邦昌 (2010) 「沖縄県奥集落の猪垣保存運動」, 高橋春成 (編) 『日本のシシ垣——イノシシ・シカの被害から田畠を守ってきた文化遺産』古今書院.
- 宮内泰介 (2013) 「なぜ環境保全はうまくいかないのか」, 宮内泰介編『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社.
- 村山眞雄 (2009) 「法現象の経験科学」, 太田勝蔵ほか編『法社会学の新時代』有斐閣.
- 野島利彰 (2010) 『狩猟の文化——ドイツ語圏を中心として』春風社.
- 六本佳平 (2004) 『日本の法と社会』有斐閣.
- 末永聰 (2006) 「地域漁業における合意形成と知識科学：秋田県のカタカタ資源管理の取り組みから」地域漁業管理 46 (3), 65-77.
- 高橋満彦 (2012) 「ドイツ狩猟法：民間による鳥獣保護管理を可能にした精緻な法制度」環境管理 48(8), 725-731.
- 高橋満彦 (2015) 「狩猟の諸要素を踏まえた 2014 年鳥獣法改正の法的分析」野生動物と社会 3(1), 13-21.
- 高橋満彦 (2018) 「持続的な野生動物法の主体に関する批判的考察：市民・専門家と狩猟者の三者に注目して」『法の科学』49,39-48.
- Wotschikowsky, U. (2010) Ungulates and their management in Germany, in Appollonio, M., et al eds., *European Ungulates and their Management in 21<sup>st</sup> Century*, 201-222, Cambridge University Press.

---

#### 連絡先

住所：〒930-8555 富山市五福 3190 富山大学人間発達科学部  
名前：高橋満彦  
E-mail：mitsu@edu.u-toyama.ac.jp